



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成25年 5月10日 金曜日 第2468号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... (労政雇用課) ... 383

告 示

愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数..... (保健福祉課医療保険室) ... 384

地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 384

保安林の指定..... (森林整備課) ... 384

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 385

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 385

土地改良区役員の就退任の届出 (2 件) (東予地方局農村整備課) ... 385

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 385

介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 386

土地改良区役員の住所の変更の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 386

土地改良区役員の就退任の届出 (4 件) (") ... 386

開発行為に関する工事の完了 (3 件) (中予地方局建築指導課) ... 387

介護員養成研修事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 388

公営企業告示

落札者等の告示 (2 件) (公営企業管理局総務課) ... 388

病院の業務にかかる公金の収納の事務の委託..... (") ... 388

労働委員会告示

労働組合法第 2 条第 1 号に規定する者の範囲の認定..... (労働委員会事務局) ... 389

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第40号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年 5月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則 (昭和41年愛媛県規則第41号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成23年法律第47号。以下「特定求職者支援法」という。) 第 4 条第 1 項の認定を受けた者 (以下「公共職業能力開発施設等」という。) の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者 (以下「支給対象者」という。) に対して支給する。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第 3 条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律 (平成23年法律第47号。以下「特定求職者支援法」という。) 第 4 条第 1 項の認定を受けた者 (以下「公共職業能力開発施設等」という。) の行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者 (以下「支給対象者」という。) に対して支給する。</p> <p>(1) ~ (9) 省略</p>

(10) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の規定により児童扶養手当の支給を受けている同項第2号に規定する児童の父である者のうち、当該児童が同号に該当することとなつた日の翌日から起算して3年以内に公共職業安定所に出頭して求職の申込みをした者

- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

2・3 省略

- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

2・3 省略

様式第1号（その1）中

第 2 項														を
第1号	第3号	第4号	第4号 の2	第5号	第6号	第7号	第7号 の2	第8号	第8号 の2	第8号 の3	第10号	第11号	第12号	

第 2 項														に改める。
第1号	第3号	第4号	第4号 の2	第5号	第6号	第7号	第7号 の2	第8号	第8号 の2	第8号 の3	第8号 の4	第10号	第11号	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号（その1）の規定による訓練手当受給資格認定申請書は、改正後の愛媛県訓練手当支給規則様式第1号（その1）の規定による訓練手当受給資格認定申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第547号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の定数を次のとおり定め、平成25年6月1日から施行し、愛媛県国民健康保険診療報酬審査委員会委員の定数（平成20年3月愛媛県告示第307号）は、平成25年5月31日限り、廃止する。

平成25年5月10日

愛媛県知事 中村時広

選 出 区 分	定数
保険医及び保険薬剤師を代表する委員	19人
保険者を代表する委員	19人
公益を代表する委員	19人

○愛媛県告示第548号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	日土町6番耕地の一部・7番耕地の一部	平成23年度から平成24年度まで	八幡浜市の地籍図及び地籍簿
大洲市	新谷第7	平成21年度から平成22年度まで	大洲市の地籍図及び地籍簿

- 2 認証年月日

平成25年5月10日

○愛媛県告示第549号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成25年5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林の所在場所

松山市横谷甲505、甲508、甲523、甲524、甲525の1、甲525の2、甲526から甲528まで、甲530から甲540まで、甲542から甲544まで、甲546、甲550、甲552の1、甲552の2、甲554、甲555、乙259の1、乙305から乙307まで、乙355の1、乙355の2、乙363、乙364、乙366、乙367の1、乙367の2、乙368の1、乙368の2、乙369、乙372から乙376まで、乙378の1、乙378の2、乙379、乙380の1、乙380の2、乙383の1、乙383の2、乙386、乙387の1、乙387の2、乙388、乙391の2、乙391の3、乙393、乙394の1、乙394の2、乙395の1、乙395の2、乙396の1から乙396の4まで、乙399の1、乙399の2、乙400の1、乙400の2、乙401、乙402、乙404の1、乙404の2、乙413、乙415の1、乙415の2、乙417、乙420、乙421、乙422の1から乙422の3まで、乙423の1、乙423の2、乙424の1、乙424の2、乙425から乙430まで、乙431

の1、乙431の2、乙432、乙433、乙435から乙438まで、乙439の2、乙446の2、乙448、乙451、乙452の1、乙452の2、乙453の1から乙453の5まで、乙454の1から乙454の3まで、乙455の1、乙455の2、乙456、乙457、乙458の1、乙458の2、乙459、乙460、乙461の1、乙461の2、乙462から乙466まで、乙468、乙472の1、乙472の3、乙472の4、丙186、丙190、丙195、丙197の1、丙198、丙199、丙201、丙204、丙205、丙206の1から丙206の4まで、丙207、丙209、丙216、丙217、丙219、丙225、丙226、丁189、丁190、丁191の1から丁191の6まで、丁192、丁195から丁201まで、丁202の1から丁202の3まで、丁203から丁207まで、丁208の1、丁208の2、丁209、丁213、丁215の1、丁215の2、丁216、丁217の1、丁218の1、丁218の2、丁219、丁221から丁224まで、丁259

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

横谷乙415の2・乙423の2・丁218の2・丁219・丁221

(以上5筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第550号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年 5月10日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年 5月10日から 5月23日まで

○愛媛県告示第551号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、伊方町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 5月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(空中写真測量、写真地図作成)
- 2 作業期間 平成25年 4月25日から
平成25年12月25日まで
- 3 作業地域 西宇和郡伊方町

○愛媛県告示第552号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、新居浜市新居浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町9番29号
"	宮 崎 富 好	新居浜市港町7番11号
"	高 橋 一 博	新居浜市西町3番9号
"	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	源 代 光 子	新居浜市中須賀町一丁目4番21号
監 事	宮 崎 勝 善	新居浜市港町15番26号
"	日 野 幸 子	新居浜市中須賀町一丁目2番29号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宮 崎 和 郎	新居浜市徳常町9番29号
"	宮 崎 富 好	新居浜市港町7番11号
"	横 山 弘 昌	新居浜市徳常町5番45号
"	高 橋 一 博	新居浜市西町3番9号
監 事	白 石 初太郎	新居浜市徳常町3番11号
"	宮 崎 勝 善	新居浜市港町15番26号

○愛媛県告示第553号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、上分町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 川 徳 治	四国中央市妻鳥町2674

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	佐 藤 正 典	四国中央市妻鳥町2739 - 5

○愛媛県告示第554号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年 5月10日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

- 2 指定年月日
平成25年 4月30日
- 3 指定道路の位置
四国中央市妻鳥町字塚田2066番 2 及び2066番 3
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 24 37メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第555号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	松山市持田町三丁目 8 番15号	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 4月30日

○愛媛県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
監 事	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 2 番 14号	松山市竹原二丁目 9 番 4号

○愛媛県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	一 色 通	松山市南斎院町1278番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	烏 谷 育 宏	松山市北斎院町708番地 1
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1047番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	栗 原 文 生	松山市別府町796番地
"	林 盛 一	松山市生石町154番地
監 事	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9

"	清 水 良 雄	松山市清住二丁目1094番地 2
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 番 4号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 田 祐 享	松山市山西町540番地
"	岡 本 久	松山市南斎院町287番地
"	松 友 和 廣	松山市生石町404番地
"	清 水 俊 弘	松山市高岡町605番地
"	一 色 幸 徳	松山市北斎院町262番地 9
"	関 谷 文 夫	松山市南斎院町1047番地
"	関 谷 省 三	松山市南吉田町908番地
"	川 崎 俊 一	松山市南吉田町1502番地
"	森 山 邦 雄	松山市別府町458番地 9
"	菅 敏 雄	松山市南江戸二丁目 7 番33号
"	横 田 昭 治	松山市清住一丁目 3 番 8号
"	一 色 政 則	松山市高岡町674番地
監 事	森 英 徳	松山市北斎院町397番地
"	烏 谷 健	松山市別府町387番地 1
"	梅 木 静 男	松山市生石町167番地 1
"	徳 本 巽	松山市竹原二丁目 9 番 4号

○愛媛県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	布 袋 耕 成	松山市太山寺町1705番地
"	上 森 光 明	松山市太山寺町721番地 1
"	山 口 数 広	松山市太山寺町2281番地 3
"	森 田 克 己	松山市太山寺町1733番地 4
"	柳 原 寛 信	松山市勝岡町2575番地 3
"	藤 井 公 平	松山市勝岡町2676番地
"	門 間 幸 治	松山市太山寺町555番地
"	岡 本 雅 文	松山市太山寺町1564番地 2
"	仲 野 孝 明	松山市太山寺町1336番地 2
"	武 智 敏 夫	松山市太山寺町515番地 3
"	和 田 泰 広	松山市太山寺町2417番地 2
"	木 地 照 雄	松山市太山寺町1201番地 2
監 事	井 上 茂	松山市太山寺町1310番地
"	山 田 誠之介	松山市太山寺町1139番地
"	小笠原 謙 二	松山市勝岡町2543番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	山 崎 好 武	松山市太山寺町2304番地 1
"	上 森 光 明	松山市太山寺町721番地 1

"	布袋 耕 成	松山市太山寺町1705番地
"	森田 克 己	松山市太山寺町1733番地 4
"	原 重 義	松山市太山寺町1462番地 3
"	山口 数 広	松山市太山寺町2281番地 3
"	門間 成 孝	松山市太山寺町592番地
"	杉村 孝 一	松山市太山寺町1876番地 1
"	柳原 寛 信	松山市勝岡町2575番地 3
"	小笠原 謙 二	松山市勝岡町2543番地
"	門間 俊 郎	松山市太山寺町599番地
"	山崎 晴 郎	松山市太山寺町1130番地
監 事	田中 光 直	松山市勝岡町2736番地
"	井上 茂	松山市太山寺町1310番地
"	須之内 稔 治	松山市太山寺町1129番地

監 事	松 澤 擴	松山市平井町2507番地 1
"	仙 波 雄 二	松山市平井町2975番地
"	高 市 健 生	松山市平井町1817番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	川 崎 運 徳	松山市平井町1113番地
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	武 智 忠 行	松山市平井町1678番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	尾 形 節 夫	松山市平井町2785番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2
監 事	重 信 卓 夫	松山市平井町360番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	高 市 良 一	松山市平井町1560番地

○愛媛県告示第559号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	仙 波 隆 一	松山市平井町3031番地 1
"	和 田 幸 男	松山市平井町1946番地 2
"	重 信 昭 雄	松山市平井町610番地
"	大 野 輝 男	松山市平井町1028番地 2
"	河 本 信 久	松山市平井町563番地
"	高 市 忠 行	松山市平井町1697番地
"	豊 田 哲 夫	松山市平井町2480番地
"	豊 田 穰	松山市平井町1630番地
"	柴 田 保 教	松山市平井町1121番地
"	尾 形 節 夫	松山市平井町2785番地
"	堀 川 正	松山市平井町2139番地 2

○愛媛県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	濱 本 義 一	伊予市森236番地
"	中 村 佑	伊予市上唐川甲439番地

○愛媛県告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第5号 平成25年 4月26日	伊予市上三谷字道中寺甲1123番 1 及び1124番 1	伊予市上三谷甲880番地 今 井 智 之 今 井 朝 美

○愛媛県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第6号 平成25年5月1日	東温市牛渕字大畑1489番1及び1489番3	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴産業 代表取締役 西岡 貞夫

○愛媛県告示第563号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年5月10日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第7号 平成25年5月1日	東温市西岡字熊の畑甲590番1	松山市南梅本町29番地2 アクティ梅本I601号 竹下 康一 竹下 京子

○愛媛県告示第564号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年5月10日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日 年 月 日
宇和島高等技術専門学校	愛媛県宇和島市柿原甲1712	介護職員初任者研修課程	平成25年 4月25日

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第4号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年5月10日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
コバルト60遠隔治療用密封線源の購入(愛媛県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年4月22日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込二丁目28番45号	62,818,350円	一般競争入札	平成25年3月12日

○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。

平成25年5月10日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
定位脳放射線治療装置の購入(愛媛県立中央病院)	愛媛県公営企業管理局総務課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成25年4月24日	共和医理器株式会社愛媛支店 愛媛県松山市来住町12-1	543,900,000円	一般競争入札	平成25年3月12日

○愛媛県公営企業告示第6号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年5月10日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 委託した事務の範囲及び内容

愛媛県立今治病院、南宇和病院及び新居浜病院のテレビ等使用料の収納の事務

2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地

総合メディカル株式会社 愛媛県松山市一番町一丁目15番地2

3 委託期間

平成25年5月4日から平成33年5月3日まで

労働委員会告示

○愛媛県労働委員会告示第2号

当委員会は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を平成25年4月26日認定したので、次のとおり告示する。

なお、企業職員に係る労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（平成23年11月愛媛県労働委員会告示第3号）は、廃止する。

平成25年 5月10日

愛媛県労働委員会

会 長 山 下 泰 史

松山市公営企業局の職員が結成し、又は加入する労働組合（組合員である当該企業の職員が次の表に掲げる者のみに限られているものを除く。）については、当該企業の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本 庁	管理者、部長、企画官、課長、専任課長、主幹、企画総務課に属する職員で、秘書、人事及び法規に関する事務を担当する者（課長、専任課長及び主幹を除く。）、経営管理課に属する職員で経理に関する事務を担当する者（課長及び主幹を除く。）
水道管路管理センター	センター長、専任課長、主幹
浄水管管理センター	センター長、専任課長、主幹
中島分室	分室長、主幹